

(別紙様式1)

## 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 鹿児島県  
農業委員会名： 日置市農業委員会

### I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	2,323
自給的農家数	1,263
販売農家数	1,060
主業農家数	192
準主業農家数	166
副業的農家数	702

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,300
女性	1,045
40代以下	408

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	147
基本構想水準到達者	1
認定新規就農者	29
農業参入法人	0
集落営農経営	4
特定農業団体	2
集落営農組織	2

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,370	1,570	1,250	283	37	2,940
経営耕地面積	859	872	557	277	38	1,731
遊休農地面積	134	206	196	10	0	340
農地台帳面積	1,446	1,480	1,094	350	36	2,926

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	12
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	15	14	4

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,940ha	1,520.12ha	51.70%
課 題	1 圃場整備された農地の遊休農地については、飛び地や所有者・相続人の所在不明が多く、担い手農家等への面的集積が進まない。 2 中山間地域に点在する小規模な面積の農地については、耕作条件(排水、日照時間)が悪く、大型の農業機械が使用できず、また地域に担い手農家が少ないため利用集積が困難である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 1,900ha (うち新規集積面積 50 ha)
	目標設定の考え方: 令和元年度末の集積面積実績が1,520.12haであり、令和2年度末(1年後)の担い手農家への集約面積目標を1,900haとしているので、令和2年度の単年度の集約面積を379.88haとし、集積面積の目標を1,900haとする。
活動計画	1 農業廃止による不耕作地や遊休農地を認定農業者、担い手農家等へ農地法3条、農業経営基盤強化促進法による利用権設定を進める。(4月～翌年3月) 2 団地化した不耕作地や遊休農地については、農地中間管理機構や市農業公社を仲介して認定農業者、担い手農家等へ利用集積を図る。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	5 経営体	3 経営体	1 経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	3.4 ha	0.5ha	0.3 ha
課 題	参入しても地域に馴染みのない品目や有機農業等は、特に規模拡大が難しい。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	5 経営体	参入目標面積	2.5 ha
活動計画	農林水産課との連携をより進め、個別の案件ごとに丁寧に指導対応を行う。年間を通じて、就農相談等の相談活動を実施する。地域間の情報共有を促進し、就農者のニーズに対応できるよう進めていく。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

#### IV 遊休農地に関する措置

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,940ha	340ha	11.6%
課 題	中山間地において、耕作条件(農道・水はけ・日照時間)が悪く、また、農地面積が狭く大型の農業機械が使えず、荒廃化した農地が多く点在している。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 170 ha			
	目標設定の考え方:遊休農地340haを2年間で解消するため、令和2年度の目標を170haとし、比較的耕作条件の良い遊休農地で集約できる農地については、担い手農家等への利用権設定等を推進する。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		51 人	8月～9月	10月～11月
	調査方法	全農地で、航空写真、地籍図、調査表をもとに調査する。(利用状況調査員:農業委員19人、農地利用最適化推進委員15人、農業委員会協力員17人)。遊休農地化された農地については、所有者、農地管理人等に耕作の意思確認や利用権設定の意思確認を行う。 全農家の戸別訪問による今後の農地の利用に関する意向調査を実施する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		12月～1月	1月～3月	
その他	現況に応じた非農地判断を速やかに行う。			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

#### V 違反転用への適正な対応

##### 1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,940ha	0.59 ha
課 題	1 農地から資材置場、駐車場への違反転用は、毎月定期的に行っている農業委員による農地パトロールで早期に発見できるが、中山間地域の植林による違反転用や畑に自己資金による建物建設による違反転用を発見することは困難である。 2 農地法4・5条の許可申請を知らずに違反転用している所有者・管理者がまだ多くいるので、違反転用防止の啓発を強化する必要がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

##### 2 令和元年度の活動計画

活 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反転用の発生防止等に向けた取り組み</li> <li>①4月～3月 農地パトロールを行い、違反転用の早期発見、早期是正指導に努める。</li> <li>②4月 農業委員会だよりの全戸配布により、違反転用防止の周知・徹底を図る。</li> <li>③8月～9月 農業委員・農地利用最適化推進委員・協力委員による利用状況調査等により、農地の管理状況を把握し、監視活動を強める。</li> </ul>
---------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入